

議案第29号

上越市介護保険条例の一部改正について

上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年2月26日提出

上越市長 村山秀幸

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成12年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「3万1,200円」を「3万2,100円」に改め、同項第2号中「3万9,700円」を「4万1,000円」に改め、同項第3号中「4万3,600円」を「4万5,000円」に改め、同項第4号中「7万1,600円」を「7万3,800円」に改め、同項第5号中「7万7,800円」を「8万200円」に改め、同項第6号中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「8万9,500円」を「9万2,300円」に改め、同項第7号中「9万3,400円」を「9万6,300円」に改め、同項第8号中「10万4,300円」を「10万7,500円」に改め、同項第9号中「10万5,100円」を「10万8,300円」に改め、同項第10号中「12万8,400円」を「13万2,400円」に改め、同項第11号中「15万1,800円」を「15万6,400円」に改め、同項第12号中「17万5,100円」を「18万500円」に改め、同項第13号中「20万2,300円」を「20万8,600円」に改め、同項第14号中「21万100円」を「21万6,600円」に改め、同項第15号中「21万7,900円」を「22万4,600円」に改め、同条第3項第1号中「1万5,600円」を「1万6,100円」に改め、同項第2号中「2万300円」を「2万900円」に改め、同項第3号中「3万9,700円」を「4万1,000円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第18条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（第6号から第14号までに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第

1 項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第8条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。